

受講要領：令和 7 年度 その他教育(実施日・受講料・受講要件等)

徳島労働局長登録教習機関 登録第 1 号(講習登録有効期限：2021 年 8 月 1 日～2026 年 7 月 31 日)

講習種別	一般建築物石綿含有建材調査者講習				
実施日	①令和7年6月25日～26日(講習日)、27日(試験日) ②令和7年9月16日～17日(講習日)、18日(試験日)				
申し込み 受付開始日	①(会員)令和7年2月20日～6月11日 (一般)令和7年3月17日～6月11日 ②(会員)令和7年2月20日～9月 2日 (一般)令和7年7月16日～9月 2日 ※申込みの〆切日は講習日の2週間前です。(定員に達した時点でも締切ります。) ※会員の方は、全ての講習を2月20日より年間を通して受付けております。 ※一般(非会員)の方は、講習実施日の2か月前から受け付けを開始します。 ※受付開始前に届いた申込書については受付できません。(再度申込みとなります。)				
実施場所	徳島県建設センター		徳島市富田浜 2-10		☎088-622-3113
講習時間	講習日	全科目	1日目 8時45分～16時20分		
		一部免除①	2日目 8時45分～15時10分 終了予定		
		一部免除②、	1日目 10時55分～16時20分 2日目 8時45分～14時00分 終了予定		
	受験日	全科目、 一部免除①～②	2日目 8時55分～10時40分 終了予定		
全科目 一部免除①	一般 会員	受講料	テキスト代	合計 ※上段一般・下段会員	
		45,000円	5,700円	50,700円(税込)	
			4,100円	49,100円(税込)	
一部免除②	一般 会員	受講料	テキスト代	合計 ※上段一般・下段会員	
		42,000円	5,700円	47,700円(税込)	
			4,100円	46,100円(税込)	
申込書原本 提出及び 受講料・ テキスト代 振込期間	【申込先が建災防各分会の場合】 講習料の支払いと申込書原本の提出を講習日の2週間前まで 【申込先が建災防徳島県支部の場合】 講習料の支払いと申込書原本の提出を申込開始日から講習日の2週間前まで ※詳細は3枚目の◆重要を必ずご確認ください。 ※現金でのお支払いはお受けいたしません。下記口座にお振込みください。 ※入金と申込書原本の確認後、講習日の2週間前に受講票を発送します。				
インボイス について	当協会はインボイス発行事業者です。 講習日当日に領収証を発行します。(宛名は振込名で作成します。)				
振込先	阿波銀行 本店 普通預金 1365952 建設業労働災害防止協会徳島県支部 (ケンセギョウロウトウサイカク 会 ウシキョウカイトクシマケンシブ) ※振込手数料はご負担願います。				

受講資格 受講要件	①労働安全衛生法別表第 18 第 23 号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者。 ②学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して 2 年以上の実務の経験を有する者。 ③学校教育法による短期大学（修業年限が 3 年であるものに限り、同法による専門職大学の 3 年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。④において同じ。）、建築に関して 3 年以上の実務の経験を有する者。 ④学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して 4 年以上の実務の経験を有する者（③に該当する者を除く。） ⑤学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して 7 年以上の実務経験を有する者。 ⑥建築に関して 11 年以上の実務の経験を有する者。 ⑦労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 108 号）による改正前の労働安全衛生法別表第 18 第 22 号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して 5 年以上の実務を有する者。 ⑧建築行政に関して 2 年以上の実務の経験を有する者。 ⑨環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関して 2 年以上の実務経験を有する者。 ⑩労働安全衛生法第 93 条第 1 項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者。 ⑪労働基準監督官として 2 年以上その職務に従事した経験を有する者。 ⑫ ②から⑪までのいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者。 ⑬第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士であって、建築物石綿含有建材調査に関して 5 年以上の実務経験を有する者。
講習科目 一部免除者	①労働安全衛生法別表第 18 第 23 号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者。 ②工作物石綿事前調査者講習を修了した者で、<u>受講開始日の属する年度の末日から起算して 2 年を経過するまでの者に限る。</u> <u>※修了考查について</u> 令和 5 年 3 月 30 日付け基発 0330 第 14 号通達により「修了考查は、事前調査を行うために必要な知識及び技能を修得したかどうかを判定できるものとする」との規定を踏まえ、受講免除された科目があっても、それらの範囲を含めて修了考查を実施することが求められることと示されておりますので、「建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1」の講義科目の受講をおすすめしております。

必 要 な 添 付 書 類	[本人確認書類] 申込書現住所欄の氏名、住所と合致している自動車運転免許証など顔写真と住所のあるものの写し。 ※氏名や住所が合致していない場合は合致する書類の提出を求めます。 [資格等を確認するための書類] 一部免除者に該当する資格等の修了証の写しなど
対 象 業 務	建築物石綿含有建材（一般）の調査業務
受 講 ・ 受 験 区 分 の 変 更	〈全科目から一部免除に変更の場合〉 ○講習日の5日前（土・日・祝・祭日を除く建災防営業日）までに連絡のあった場合には、変更に伴う差額を返金します。 ○講習日の4日前から当日に連絡のあった場合には、変更は可能ですが変更に伴う差額の返金はしません。 〈一部免除から全科目に変更の場合〉 ○講習日の5日前（土・日・祝・祭日を除く建災防営業日）までに連絡のあった場合には変更に伴う差額（不足分 3,000 円）を徴収します。差額分を再度振込み下さい。 ○講習日の4日前から当日に連絡のあった区分変更には対応できません。
取 消 し ・ キャンセル・欠席 の 取 扱 い	○講習日の5日前（土・日・祝・祭日を除く建災防営業日）までに連絡のあった場合には、受講取消しができます。受講料・テキスト代金の合計から振込手数料を差し引いた額を口座振込にて返金します。 ○講習日の4日前から前日に連絡のあった場合には、受講料・テキスト代の返金は致しません。テキストは後日、宅配便にて送付します。（当日欠席の場合も同じ） ○また、受講者の都合により、受講日に受講できなかった場合、受講日の変更は致しません。
講 習 当 日 の 遅 刻 ・ 早 退 の 取 扱 い	(1)遅刻者について 受講者を公正・公平に取扱い、かつ法令に定める講習時間を確保する観点から、基本的には遅刻者の受講は認めません。（休憩後の遅刻も認めない） ただし、次項の場合には、受講を認めるものとする。 ○公共交通機関の遅れ、悪天候の場合はオリエンテーションの時間のみ認めます。 (2)早退者について 再受講が必要です。早退に伴う受講料の繰越し、返金はできません。
講 習 の 開 催 に つ い て	講習の実施日は受講者数が少ない場合、予期せぬ災害、講師の都合等で変更または中止することがあります。

◆重要

◎申込書原本の提出期限・講習料（受講料＋テキスト代）の支払期限について

実施日①期限 令和 7 年 6 月 11 日（水）

実施日②期限 令和 7 年 9 月 2 日（火）

- ・ 上記期限を過ぎると、テキスト発注に間に合わないため、受講不可とします。
- ・ 申込書原本提出済みのみ（講習料は未納）の場合は、事務局にて原本を廃棄します。
- ・ 講習料支払済みのみ（申込書原本未提出）の場合は、振込手数料を差し引いて返金します。

問合せ先：建設業労働災害防止協会徳島県支部 TEL088-622-3113
--